大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により, 大規模小売店舗の変更の届出がありましたので,法第6条第3項の規定におい て準用する法第5条第3項の規定に基づき,次のとおり当該届出の概要を公告 するとともに,その届出を縦覧に供します。

なお,この公告に係る,大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の 生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は,法第8条 第2項に基づき,この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出するこ とができます。

平成18年3月28日

京都市長 桝 本 賴 兼

- 1 届出者の氏名及び住所株式会社グルメシティ近畿代表取締役 大住 信治大阪府吹田市江坂1丁目18番10号
- 2 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 近商ストア丹波橋店 京都市伏見区舞台町59番地6

## (2)変更した事項

変更した事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	サカエ丹波橋店	近商ストア丹波橋店
大規模小売店舗の所在 地(地番変更)	京都市伏見区舞台町16番地2他	京都市伏見区舞台町59番地6
大規模小売店舗の設置 者の名称	株式会社サカエ	株式会社グルメシティ近畿
大規模小売店舗の設置	大阪市中央区平野町2丁目	大阪府吹田市江坂町1丁目
者の所在地	2番7号	18番10号
大規模小売店舗におい	株式会社グルメシティ近畿	株式会社近商ストア
て小売業を行う者の氏	代表取締役 大住 信治	取締役社長 大塚 治雄
名又は名称及び住所並	大阪府吹田市江坂町1丁目	大阪府松原市上田3丁目8
びに法人にあっては代	18番10号	番 2 8 号
表者の氏名		

- (3)変更の年月日平成18年3月16日
- 3 届出年月日 平成18年3月17日

## 4 縦覧場所,期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

平成18年3月28日(火)から平成18年7月28日(金)まで(日曜日,土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課 平成18年7月28日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)